**★バイクなどの手続きはお早めに**

町外や他県のナンバープレートを付けたまま軽自動車などを使用していませんか。

軽自動車税（種別割）は、使用の本拠地（定置場）がある市町村に納める税金です。

　定置場が嘉島町にある、町外や他県のナンバーのバイクや軽自動車は、住所変更など

所定の手続きが必要です。

|  |  |
| --- | --- |
| 種　類 | 手続き先 |
| 原付バイク（125CC以下）  小型特殊自動車 | 嘉島町役場税務課 |
| 軽自動車（三輪/四輪） | 全国軽自動車協会連合会熊本事務所  （熊本市東区東本町16-3　電話050-3816-1758） |
| 軽二輪/自動二輪  （125CCを超えるもの） | 熊本運輸支局  （熊本市東区東町4丁目14-35　電話050-5540-2086） |

（お問い合わせ先：税務課　　２３７-２６３９）